

豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務  
プロポーザル実施要領

令和3年4月

豊橋市

# 豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務プロポーザル実施要領

## 目次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
3	応募資格と留意事項	2
4	担当部局	3
5	事業者選定の流れ	4
6	全体スケジュール	4
7	提案募集の手続き	4
8	配付資料	7
9	提案書における提示条件	7
10	提案書の作成要領	7
11	評価の手続き及び契約候補者の特定	10
12	契約に関する事項	11

## 1 趣旨

地球温暖化が深刻化する昨今において、地方公共団体は、温室効果ガスの排出量の削減の施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約が発効され、2020年末日をもって特定水銀使用製品の製造及び輸出入が禁止されたところであり、早期に水銀ランプから他の光源に切り替える必要が生じている。さらに、豊橋市（以下「本市」という。）は、約14,800基の照明灯を管理しており、電気料金などの維持費が財政的な負担となっている。これらのことから、本市においても長寿命で環境性能に優れ維持費用の削減効果の高いLED照明への切り替えを進めているが、全ての照明灯をLED化するには多額の費用を要することから進捗が遅れている状況である。

こうしたことから、民間企業の効率的運営手法、資金、技術力の活用による維持費の削減、スケールメリットを活かした器材調達、実績に基づいた工程計画による効果の早期発現、民間資金の調達による支出の平準化等を目的として、本市が維持管理する道路照明灯を一斉にLED化するとともに維持管理を行う業務を委託するものである。

本業務においては、上記の目的に合致する民間事業者の一括提案を受け、本市にとって最も優れた提案を選定するためプロポーザルを実施する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務

### (2) 業務内容

別紙「業務説明書」のとおり

### (3) 業務対象

本業務の対象施設は、本市道路維持課が維持管理する道路照明灯約14,800基(灯数約15,200灯)とする（公園その他の市有施設用照明灯や自治会等の管理する防犯灯は含まない）。

また、ここでいう道路照明灯とは「専用柱に設置されている灯具」、「電柱に共架されている灯具」、「隧道等に設置されている灯具」であり、庭園灯や埋込型照明を含まない。

なお、既存道路照明灯の調査、確認業務の際に判明した総数が増減した場合は、判明後の中部電力ミライズ株式会社の契約種別ごとの数量で契約することとする。また、本業務内で新設した道路照明灯及び業務期間中に本市道路維持課へ移管された道路照明灯についても、本業務の対象とする。

### (4) 業務期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

### (5) 業務場所

豊橋市市内一円

### (6) 契約上限金額

870,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### (7) 契約方式

民間資金活用型による業務委託

※本業務に掛かる事業費は事業者が調達し、本市は令和4年4月1日の維持管理期間開始より10箇年（以下「サービス期間」という。）にわたり業務費を毎月均等に事業者を支払うものとする。

### 3 応募資格と留意事項

#### (1) 応募要件

- ア 応募者は、本業務を行う能力を有する単独企業又はグループ(複数の企業の共同)とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者1者(事業役割が複数の場合は、その代表者)を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責めを負うものとする。
- ウ 応募時は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

#### (2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。
  - ① 事業役割…本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責めを担う。
  - ② 施工役割…施工に関する業務を全て実施する。
  - ③ 金融役割…資金調達、回収業務、保険業務等を実施する。
  - ④ 維持管理役割…業務期間中における対象設備の維持管理を行う。
  - ⑤ その他役割…①～④以外の設計、器具供給、道路照明灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。

#### (3) 応募者に必要な資格及び業務実施上の条件

- ア 応募者の資格は、プロポーザル参加意向申出書(様式1)の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。なお、グループの場合、①及び②については事業役割が、③～⑦については各構成員が要件を満たすこと。
  - ① 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種において、大分類「役務の提供等」中分類「建物等各種施設管理」小分類「機械設備保守点検」細分類「街灯・屋外照明灯設備」、又は、中分類「リース・レンタル」小分類「機械器具」について登録されていること。
  - ② 愛知県内の本店(本社)、支店又は営業所等で、本市に登録していること。
  - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - ④ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
  - ⑤ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
  - ⑥ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの期間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。
  - ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- イ 事業役割及び施工役割を担う者は、自治体の所有する道路照明灯等のESCO事業、リース事業等によるLED化事業実施の実績について1事業当たり4,500灯以上の実績を有していること。(実績は令和3年4月1日現在において工事が完了しているものを指す。)

- ウ 施工役割を担う者については、本市が発注する電気工事における競争入札資格を有しており、かつ、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 施工役割を担う者は、監理技術者（電気工事）を配置できること。

#### (4) 応募に関する留意事項

- ア プロポーザルに関する全ての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。また、本市は本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的で提出書類を使用しない。
- ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項又は第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- オ 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- カ 1応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- キ 1応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ク 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。
- ケ 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- コ 電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- サ 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、本市は一切の損害賠償の責めを負わない。
- シ 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- ス 参加意向申出書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加意向申出書又は提案書を無効とする。
- セ 施工・維持管理に当たっては、下請け等で可能な限り市内電気事業者を活用し、本事業の地域経済への波及効果を図ること。また、市内電気事業者を活用したことを確認できる記録（市内電気事業者への発注記録等）を保存すること。

## 4 担当部局

郵便番号 : 440-8501  
所在地 : 愛知県豊橋市今橋町1番地  
担当 : 豊橋市建設部道路維持課（交通安全施設グループ）  
電話 : 0532-51-2633  
ファックス : 0532-56-5516  
電子メールアドレス : doroiji@city.toyohashi.lg.jp  
ホームページアドレス : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/2929.htm>

## 5 事業者選定の流れ

- (1) 提案資格の確認と通知  
参加を申し出た者の参加資格要件を確認し、結果を通知する。
- (2) 契約候補者の特定  
豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務プロポーザル評価委員会により提案内容を評価基準に基づき採点し、合計得点が最も高い提案者を契約候補者として特定する。
- (3) 詳細協議  
契約候補者は、電気料金削減等を詳細に判定し、契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。
- (4) 事業者の選定  
契約候補者と本市との協議が整えば契約を締結する。契約候補者との協議が整わない場合は、次点の者との詳細協議を行う。なお、契約締結までの費用については契約候補者の負担とする。

## 6 全体スケジュール

項目	日程
公告	令和3年4月9日（金）
参加意向申出に関する質問書の受付	令和3年4月9日（金）～4月16日（金）
参加意向申出に関する質問書の回答	令和3年4月19日（月）
参加意向申出書及び資格確認書類の受付	令和3年4月20日（火）～4月23日（金）
提案資格確認結果の送付	令和3年4月27日（火）
提案書の作成に関する質問書の受付	令和3年4月9日（金）～4月30日（金）
提案書の作成に関する質問書の回答	令和3年5月10日（月）
提案書の受付	令和3年5月11日（火）～5月19日（水）
プレゼンテーション、ヒアリング	令和3年6月2日（水）
契約候補者の特定、選考結果通知	令和3年6月9日（水）
詳細協議	令和3年6月10日（木）～6月18日（金）
契約締結	令和3年6月21日（月）

(注) このスケジュールはあくまでも予定であり、変更することがある。

## 7 提案募集の手続き

- (1) 参加意向申出書及び資格確認書類の提出
  - ア 提出書類  
以下の書類にそれぞれ書類番号を記した表紙とインデックスをつけ、A4縦型ファイル

に綴じたものを1部提出すること。

① プロポーザル参加意向申出書（様式1）

② グループ構成表（様式8）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明記する。構成員の間で交わされた覚書等の内容を添付すること。各会社の履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）も添付すること。

③ 会社概要

企業設立から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- ・会社概要（商号又は名称、代表者役職氏名、所在地等）（様式9-1）
- ・企業状況表（様式9-2）
- ・有資格技術社員内訳表（様式9-3）
- ・各役割の責任者業務実績表（様式9-4）

④ 経理状況説明書

直近2決算期における次に掲げる書類を綴じたもの。写しも可とする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・キャッシュフロー計算書に相当するもの

⑤ 関連事業実績一覧表（様式10）

ESCO事業やリース事業の実績について、様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ・事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者 : 発注者名を記入すること。
- ・受注形態 : 単独、共同企業体、グループの別を記入すること。
- ・契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）
- ・契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- ・契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要 : 施設の主な用途、構造、規模数量等、改修工事完了年月日を記入すること。
- ・主な契約内容 : 対象機器、省エネルギー率、ESCO事業又はリース事業の有無、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

⑥ 各資格者証の写し

施工役割会社における各資格者証（表・裏）の写しを提出すること（1名以上）。

⑦ 監理技術者証の写し

施工役割会社における監理技術者証（表・裏）の写しを提出すること（1名以上）。

⑧ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式11-1）及び役員等氏名一覧表（様式11-2）

※ グループでの応募の場合は、③～⑤及び⑧については、応募者全ての構成員が提出すること。

イ 提出先

「4 担当部局」と同じ

ウ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

エ 提出期限

令和3年4月23日（金） 午後5時必着

オ 参加意向申出に関する質問

① 質問先

「4 担当部局」と同じ

② 受付期限

令和3年4月16日（金）正午まで

③ 質問方法

質問書（様式5）に必要事項を記載し、土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時までに電子メールにより提出すること。なお、送信方法は、電子メールに様式のデータを添付し、件名に「道路照明灯 LED 化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、必ず電話でメールの到着を確認すること。

④ 質問への回答

令和3年4月19日（月）

提出された質問を取りまとめて担当部局ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。口頭による個別対応は行わない。

(2) 提案資格の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書」により通知する。

※令和3年4月27日（火）メール送信予定

(3) 提案書の作成に関する質問の受付・回答

ア 質問の方法

① 質問は、質問書（様式5）を使用し、電子メールにて行うものとする。

② 送信方法は、電子メールに様式のデータを添付し、土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時までに、件名に「道路照明灯 LED 化事業質問書」と記載して送信することとし、メール送信後、必ず電話でメールの到着を確認すること。

イ 受付期限

令和3年4月30日（金）正午まで

ウ 質問への回答

令和3年5月10日（月）

提出された質問を取りまとめて担当部局ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 提案書の提出

提案資格確認結果通知書により提案資格を有すると通知された応募者は、本市が提供する配付資料に示す資料を基に提案書を作成し提出すること。

ア 提出書類

「10 提案書の作成要領」によるものとする。

イ 提出先

「4 担当部局」と同じ

ウ 提出方法

持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

エ 提出期限

令和3年5月19日（水）午後5時必着

(5) 参加を辞退する場合

提案資格を有する通知を受けた後に応募者が参加を辞退する場合は、提案書の提出期限の前日（令和3年5月18日）までに辞退届（様式7）を1部、担当部局に持参（土・日曜・祝日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（必着）で提出すること。

## 8 配付資料

(1) 配付資料の内容

- ア 既存道路照明灯の概要（道路灯、街路灯、隧道灯等の基数（灯数）と各々の種別内訳）
- イ 既存道路照明灯の維持管理費（電気料、修繕料）の平成29年度～令和元年度の実績及び内訳
- ウ 既存道路照明灯の詳細データ（位置図、座標データ、引込柱番号、中部電力契約番号等）

(2) 配付方法

- ア 前記(1)の「ア、イ」の資料については、提案資格確認結果通知書に併せて応募者に配付する。
- イ 前記(1)の「ウ」の資料については、契約候補者に提供する。

## 9 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき提案書を作成する。

- ア 民間資金活用型による委託業務を実施できること。なお、ここでいう民間資金活用型とは、事業者の資金により道路照明灯のLED化等を行うことをいう。
- イ 本市が定めた灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- ウ LED灯具以外に委託業務を実施する上で必要な設備についても対応すること。
- エ 本市の事業スケジュールに基づき調査及び工事等を遂行できること。
- オ 対象設備の維持管理について計画書を提出し、本市の承諾を受けた上でこの計画に基づいて維持管理を行うこと。また、維持管理に係る経費は原則として事業者負担とする。
- カ 業務委託の対象となった設備の契約終了時の引き継ぎ対応について具体的な提案を示すこと。
- キ その他、この要領に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 10 提案書の作成要領

(1) 提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦型ファイルに綴じたものを10部（正1部、副9部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式12） ※ 正本のみ添付すること
- イ 関連事業実績一覧表（様式10）
- ウ 提案総括表（様式13-1、13-2）  
※ 総額の内訳を示した見積を添付すること
- エ 事業資金計画書（様式14-1～14-3）
- オ 工程計画書（様式15）
- カ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式16）
- キ 道路照明灯管理用地図データに関する提案書（様式17）
- ク 使用器材提案書（様式18）

- ケ 施工等計画書（様式 19）
- コ 維持管理等提案書（様式 20-1、20-2）
- サ 計測・検証計画書（様式 21）
- シ 契約終了時の引継ぎ対応（様式 22）

(2) 記載上の留意事項

- ア 副本には提案者を特定することができる内容（社名等）を記述しないこと。
- イ 提案書は定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則 A4 版とする。
- ウ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとし、全てを横書きとする。なお、使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。
- エ 提案書提出届（様式 12）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類を A4 縦型ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。
- オ エネルギーに関する換算値は下記の数値を使用すること。

エネルギー種別	CO <sub>2</sub> 排出係数
電気	0.426 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)

- カ 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は 10% とすること。

(3) 提出書類の記載事項

- ア 提案書提出届（様式 12）
- イ 関連事業実績一覧表（様式 10）  
参加意向申出の際に提出したものと同一であるが、企業名のみ記載せずに提出すること。
- ウ 提案総括表
  - ① 提案の概要（様式 13-1）  
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A4 版 3 枚以内で記載）
  - ② 提案項目一覧表（様式 13-2）  
提案項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。
- エ 事業資金計画書
  - ① 事業収支計画書（様式 14-1）  
業務期間における、本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（用紙は A3 版横書き）
  - ② 資金計画書（様式 14-2）  
事業費の調達方法に関する考え方、その他、①における想定利益以外に市の利益となる事項があれば記入すること。
  - ③ 工事予算等経費計画書（様式 14-3）  
初期投資に係る費用を記載の上、内訳を添付すること。
- オ 工程計画書（様式 15）  
契約締結から維持管理開始までのスケジュールについて、調査、施工等の日当たり対応灯数や班編成等からなる根拠を含めて記載すること。
- カ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式 16）  
現地調査の詳細について下記の項目を記載すること。（A4 版 4 枚以内で記載）
  - ① 既存道路照明灯に関する現地調査の内容と調査方法

② 電力契約の照合及び契約変更に関する実績（中部電力管内の実績を区別して記載すること）並びに大規模事業に対応する体制

③ その他追加提案

キ 道路照明灯管理用地図データに関する提案書（様式17）

管理用地図データの詳細について下記の項目を記載すること。（A4版4枚以内で記載）

① データベースの内容及びデータの管理方法

② データ更新におけるデータ精度の維持方法

ク 使用器材提案書（様式18）

使用器材の詳細について、器具の姿図や数値的な根拠を交えて下記の項目を記載すること。

（A4版5枚以内で記載）

① メーカー及びその製造実績並びにOEM製品でないことを明らかにするもの

② 耐用年数などを考慮した器具選定による維持管理費の削減

③ 道路幅員などの状況に応じた照度の灯具選定の提案（見積りに用いた灯具とは別）

④ 街路灯（デザイン灯）の灯具選定の考え方（既設の灯具や専用柱との調和等）

⑤ 汎用品の柔軟な選定などによるコスト削減案

⑥ 附帯設備（自動点滅器等）の更新

⑦ 光害への対策

⑧ 灯具の落下防止対策

⑨ 管理プレート（ステッカー）の設置

ケ 施工等計画書（様式19）

施工計画について下記の項目を記載すること。（A4版4枚以内で記載）

① 施工と電力契約の実施体制

② 本市の利益創出に繋がる工程計画

③ 整備予定の既存灯具不具合への対応

④ 施工中の安全対策及び近隣住民への配慮

⑤ 廃棄物の運搬、処理、分別、再利用計画

⑥ 市内電気事業者の活用方法（事業者名は記載しないこと）

コ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式20-1）

維持管理対業務の詳細について下記の項目を記載すること。（A4版4枚以内で記載）

① 既存LED照明灯の更新、道路灯の新設、電柱共架照明灯の移設において、受付あるいは施工指示から完了報告までの組織体制及び手続き

② 新設施設や移管施設の管理方法

③ 不点等の受付方法（規模、体制、継続性など）

④ 不具合の連絡を受けてから初動対応までに要する期間

⑤ 災害等緊急時の連絡体制及び復旧体制

維持管理等提案書（維持管理費見積書）（様式20-2）

毎年要する維持管理費用及びその算出根拠を示すこと。

修繕の月次実績報告書式案を添付すること。

サ 計測・検証計画書（様式21）

電気使用量及び二酸化炭素排出量の削減効果の測定・検証方法、削減見込、その他、計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。（A4版2枚以内で記載）

シ 契約終了時の引継ぎ対応（様式22）

業務期間終了時の引継ぎ対応について記載すること。（A4版2枚以内で記載）

## 11 評価の手続き及び契約候補者の特定

### (1) 評価の手続き

提出された提案書等について、豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

#### ア 第一次審査（書面審査）

提案者が6者以上の場合には、全ての提案書を審査し、上位5者を第二次審査対象者として選定する。なお、審査結果及び第二次審査の案内等については、令和3年5月27日頃までに電子メール又はFAXで別途通知する。また、非選定理由についての説明の請求については、「(4)評価結果の通知及び公表」ウ～カの「特定」を「選定」と読み替えるものとする。

#### イ 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程：令和3年6月2日（水）（予定）

出席者は6名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（提案の説明20分以内、評価委員による質疑応答20分程度）を予定している。

### (2) 評価基準

別添「評価基準」による

### (3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 評価委員会各委員の持ち点を合算した値（満点）の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「事業費」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する（第1次審査を実施した場合の選定についても同様とする。）。

カ 事業者の募集、評価及び契約候補者の特定において、最終的に応募者や契約候補者になり得るものがない場合、又はいずれの提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、契約候補者を特定しない場合がある。この場合は、この旨を速やかに担当部局ホームページにおいて公表する。

### (4) 評価結果の通知及び公表

#### ア 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書」により通知する。

#### イ 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋市道路照明灯 LED 化事業委託業務プロポーザル契約候補者の特定について」を担当部局に配置し、これを閲覧させること及び担当部局ホームページにおいて公表する。

#### ウ 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

#### エ 非特定理由についての説明の請求先

「4 担当部局」と同じ

オ 請求期間

通知を受けた日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内の午前8時30分から午後5時までとする。

カ 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の末日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない）以内に電子メールにより行う。

(5) 無効となる提案

次に該当する提案は、無効とする。

- ア 本実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- ウ 「9 提案書における提示条件」に違反した提案
- エ 見積金額が契約上限金額を超える提案
- オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 12 契約に関する事項

(1) 契約の手順

- ア 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、詳細協議の相手方とする。
- イ 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- ウ 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
  - ① 「3(3) 応募者に必要な資格及び業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - ② 提案が「11(5) 無効となる提案」に該当し無効となったとき
  - ③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

(2) 契約の時期

令和3年6月（予定）

(3) 契約の概要

本募集要領、維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

豊橋市道路照明灯LED化事業委託業務 評価基準

審査項目			配点	
1	提案総括（企業概要） （様式10）	①	【事業役割】道路照明灯LED化事業実績 （1事業あたりの事業費）	30
		②	【施工役割】道路照明灯LED化事業実績 （1事業あたり道路照明灯、防犯灯合計）	
		③	【金融役割】道路照明灯LED化事業実績 （1事業あたりの事業費）	
2	事業資金計画書 （様式14-1～14-3）	①	委託料の評価	95
		②	事業収支計画の想定利益以外に市の利益となる提案があるか	
3	工程計画書 （様式15）	①	契約から令和4年3月末日までの工程計画が、日当り対応灯数や班編成など計画の根拠とともに適切に示され、余裕があるか	5
4	現地調査及び電力契約の検査・照合等に関する提案書（様式16）	①	既存道路照明灯に関する現地調査の内容と調査方法について具体性と実現性があるか	11
		②	電力契約の照合及び契約変更について実績（中部電力管内を区別）があり、大規模事業に対応する体制が確立されているか	
		③	追加提案があるか（専用柱の状況確認等）	
5	道路照明灯管理用地図データに関する提案書（様式17）	①	データベースの内容及びデータ管理方法が適切であり、データ更新においてデータ精度を維持する提案があるか	10
6	使用器材提案書 （様式18）	①	耐用年数について考慮し、維持管理費削減に繋がる器具選定ができているか	40
		②	見積りに用いた機器とは別に道路状況に応じた照度の灯具選定の提案があるか	
		③	街路灯（デザイン灯）について、既設の灯具や専用柱との調和等に基づいた提案があるか	
		④	灯具選定において、汎用品の柔軟な選定などによるコスト削減の提案があるか	
		⑤	光害に対し具体的な対策の提案があるか	
		⑥	灯具の落下防止対策について提案があるか	

審査項目			配点
7	施工等計画書 (様式19)	① 施工及び電力契約を迅速に行うための体制が整備され役割が明確であるか ② 電気料金の早期削減など本市の利益創出に繋がる工程計画になっているか ③ 施工期間中に発生した既設灯具不具合への対応について提案があるか ④ 施工中の安全対策や近隣住民への配慮について十分検討されているか ⑤ 廃棄物の運搬、処理、分別、再利用計画があるか ⑥ 市内電気事業者の活用に配慮しているか	40
8	維持管理等提案書 (様式20-1, 20-2)	① 既存LED灯の更新、道路灯の新設、電柱共架照明灯の移設において、受付あるいは施工指示から完了報告までの組織体制と手続きが明瞭に示されているか ② 新設施設や移管施設の管理方法が明確か ③ 不点灯等の受付方法（規模、体制、継続性など）が優れているか ④ 不具合の連絡を受けてから初動対応までに要する期間 ⑤ 維持管理期間中における本市との連絡体制及び災害復旧体制について具体的な提案があるか ⑥ 維持管理期間中における本市との連絡体制及び災害復旧体制について具体的な提案があるか	31
9	計測・検証計画書 (様式21)	① 電気使用量及びCO2排出量の削減量 ② 計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫はなされているか	18
10	契約終了時の引継ぎ対応 (様式22)	① 契約終了時の対応について具体的な提案があるか	10
11	その他（プレゼンテーション）	① 提案内容が分かりやすくプレゼンテーションされているか	10
合 計			300